

	質問	回答
1	<p>応募要領 3 申請条件 (1)申請主体（補助対象者）について</p> <p>「チームの代表者は、県内に本社又は主たる事務所を有する中小企業者とする。」と記載ありますが、営業所でも問題ないでしょうか。</p> <p>具体的な条件や事例などありましたら合わせてご教示いただけますと幸いです。</p>	<p>ご質問の件につきましては、「主たる事務所を有する」の部分に関するものと理解しております。</p> <p>本事業においては、チームを組む場合の代表者は県内に「本社」又は「主たる事務所」を有する中小企業者であることを要件としております。</p> <p>「主たる事務所」については、当該事務所が登記されていることを条件としております。</p> <p>については、営業所が登記されていまして、問題ございません。</p>
2	<p>補助対象経費／外注委託費（応募要領 5 (4) 別表「5 外注委託費」、交付要綱第 5 条第 1 項(5)及び同項ただし書）について</p> <p>補助事業の業務の一部を他の事業者へ委託する場合についてお伺いします。</p> <p>① 補助対象経費に占める外注委託費（再委託費）の割合に、上限の定めはありますか。ある場合、補助対象経費の何割まで委託が認められるか、ご教示ください。</p> <p>② あわせて、委託先が当チームの共同事業者である場合と、チーム外の第三者へ外注する場合とで、取扱いに差異があればご教示ください。</p>	<p>① 外注委託費の割合について 上限の定めはございません。</p> <p>ただし、外注委託費は「補助事業者が直接実施することができないものについて、他の事業者に委託するために必要な経費」を対象としており、補助事業の主要な部分を外部へ委託することは想定しておりません。</p> <p>事業計画の内容や実施体制を踏まえ、補助事業者（チーム）が主体的に事業を実施する体制となっているかを審査において確認いたします。</p> <p>② 共同事業者への委託と第三者への外注について 委託先がチームの共同事業者であるか、チーム外の第三者であるかによって、一律に取扱いが異なるものではありません。</p> <p>ただし、いずれの場合も、委託内容の必要性や妥当性、積算根拠、実施体制等を確認させていただきます。また、共同</p>

		<p>事業者が担う役割と委託業務の関係については、事業実施体制が分かるよう申請書類に明確に記載してください。</p>
--	--	--